

小田原市報

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦 寅 松
印刷所
又進堂印刷所
定価 一部 三円

三月五日 市議会緊急臨時会

曾我村の分村合併について審議

合併は四月一日を目途

曾我村の分村合併を審議する臨時会、三月五日市議会緊急臨時会が招集され、同日午後一時十五分開会、会期を一日と定め、曾我村の分村合併に関する市議会案十九号「合併の廃止編入について」及び市議会案二十号「合併に伴う財産並びに負債処分に関する協議について」の二議案を一括上程、鈴木市長からそれぞれ提案理由の説明が行われ、原案の通り全会一致可決されました。

曾我村の分村合併の臨時会、三月五日市議会緊急臨時会が招集され、同日午後一時十五分開会、会期を一日と定め、曾我村の分村合併に関する市議会案十九号「合併の廃止編入について」及び市議会案二十号「合併に伴う財産並びに負債処分に関する協議について」の二議案を一括上程、鈴木市長からそれぞれ提案理由の説明が行われ、原案の通り全会一致可決されました。

ごみの処理手数料を改定

四月から普通世帯は四十円

最近ごみの排出量が非常に増加し、一日一万貫以上に達しております。その経費を要するため、その財源の一部としてごみの処理手数料を次のように改定、四月一日から実施することになりました。

最近ごみの排出量が非常に増加し、一日一万貫以上に達しております。その経費を要するため、その財源の一部としてごみの処理手数料を次のように改定、四月一日から実施することになりました。

被害者の保護を徹底

自動車損害賠償保障制度

「自動車損害賠償保障法」が、二月一日から実施され、自動車事故による被害者（人身事故を含む）に賠償責任があるものとされ、自動車側が賠償責任を負うことになりました。

「自動車損害賠償保障法」が、二月一日から実施され、自動車事故による被害者（人身事故を含む）に賠償責任があるものとされ、自動車側が賠償責任を負うことになりました。

責任所在の適正化と賠償能力の確保

従来、自動車事故による被害者が、賠償金を請求する場合に相手方の任意過失を証明しなければならなかったものであります。しかし、複雑な事故証明を被害者が行うことは極めて困難なものであり、また被害者の多額の賠償請求に応じられない人が少なかったため、被害者はわずかの賠償金で

従来、自動車事故による被害者が、賠償金を請求する場合に相手方の任意過失を証明しなければならなかったものであります。しかし、複雑な事故証明を被害者が行うことは極めて困難なものであり、また被害者の多額の賠償請求に応じられない人が少なかったため、被害者はわずかの賠償金で

三月十二日 予算市会招集さる

昭和二十九年度各会計歳入歳出決算の認定及び昭和三十一年度一般会計歳入歳出予算並びに各特別会計の歳入歳出予算案を審議する。三月十三日、議案内容の説明。

昭和二十九年度各会計歳入歳出決算の認定及び昭和三十一年度一般会計歳入歳出予算並びに各特別会計の歳入歳出予算案を審議する。三月十三日、議案内容の説明。

定例会日程

三月十二日
昭和二十九年度決算認定
昭和三十一年度一般会計歳入歳出予算案の審議及び決定
議案の上程付託及び決算特別委員会付託及び同委員の選任
昭和三十一年度各予算案の審議及び決定
その他関係議案一括上程付託

提出議案

提出議案は次の通りであり、但し一カ月五十円以上百円以内とする。

提出議案は次の通りであり、但し一カ月五十円以上百円以内とする。

建設費

建設費は次の通りである。

建設費は次の通りである。

小田原櫻まつり

恒例の小田原櫻まつりは、四月一日から八日まで城址公園を中心に次のスケジュールで行われます。

恒例の小田原櫻まつりは、四月一日から八日まで城址公園を中心に次のスケジュールで行われます。

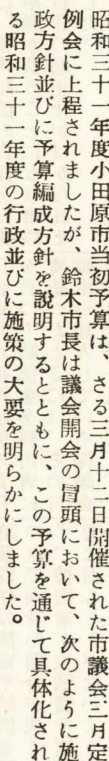
恒例の小田原櫻まつりは、四月一日から八日まで城址公園を中心に次のスケジュールで行われます。

入歳出決算
議案12 同府津町歳入歳出決算
議案13 同府津町歳入歳出決算
議案14 同府津町歳入歳出決算
議案15 同府津町歳入歳出決算
議案16 同府津町歳入歳出決算
議案17 同府津町歳入歳出決算
議案18 同府津町歳入歳出決算
議案19 同府津町歳入歳出決算
議案20 同府津町歳入歳出決算
議案21 同府津町歳入歳出決算
議案22 同府津町歳入歳出決算
議案23 同府津町歳入歳出決算
議案24 同府津町歳入歳出決算
議案25 同府津町歳入歳出決算
議案26 同府津町歳入歳出決算
議案27 同府津町歳入歳出決算
議案28 同府津町歳入歳出決算
議案29 同府津町歳入歳出決算
議案30 同府津町歳入歳出決算
議案31 同府津町歳入歳出決算
議案32 同府津町歳入歳出決算
議案33 同府津町歳入歳出決算
議案34 同府津町歳入歳出決算
議案35 同府津町歳入歳出決算
議案36 同府津町歳入歳出決算
議案37 同府津町歳入歳出決算
議案38 同府津町歳入歳出決算
議案39 同府津町歳入歳出決算
議案40 同府津町歳入歳出決算
議案41 同府津町歳入歳出決算
議案42 同府津町歳入歳出決算
議案43 同府津町歳入歳出決算
議案44 同府津町歳入歳出決算
議案45 同府津町歳入歳出決算
議案46 同府津町歳入歳出決算
議案47 同府津町歳入歳出決算
議案48 同府津町歳入歳出決算
議案49 同府津町歳入歳出決算
議案50 同府津町歳入歳出決算
議案51 同府津町歳入歳出決算
議案52 同府津町歳入歳出決算
議案53 同府津町歳入歳出決算
議案54 同府津町歳入歳出決算
議案55 同府津町歳入歳出決算
議案56 同府津町歳入歳出決算
議案57 同府津町歳入歳出決算
議案58 同府津町歳入歳出決算
議案59 同府津町歳入歳出決算
議案60 同府津町歳入歳出決算
議案61 同府津町歳入歳出決算
議案62 同府津町歳入歳出決算
議案63 同府津町歳入歳出決算
議案64 同府津町歳入歳出決算
議案65 同府津町歳入歳出決算
議案66 同府津町歳入歳出決算
議案67 同府津町歳入歳出決算
議案68 同府津町歳入歳出決算
議案69 同府津町歳入歳出決算
議案70 同府津町歳入歳出決算
議案71 同府津町歳入歳出決算
議案72 同府津町歳入歳出決算
議案73 同府津町歳入歳出決算
議案74 同府津町歳入歳出決算
議案75 同府津町歳入歳出決算
議案76 同府津町歳入歳出決算
議案77 同府津町歳入歳出決算
議案78 同府津町歳入歳出決算
議案79 同府津町歳入歳出決算
議案80 同府津町歳入歳出決算
議案81 同府津町歳入歳出決算
議案82 同府津町歳入歳出決算
議案83 同府津町歳入歳出決算
議案84 同府津町歳入歳出決算
議案85 同府津町歳入歳出決算
議案86 同府津町歳入歳出決算
議案87 同府津町歳入歳出決算
議案88 同府津町歳入歳出決算
議案89 同府津町歳入歳出決算
議案90 同府津町歳入歳出決算
議案91 同府津町歳入歳出決算
議案92 同府津町歳入歳出決算
議案93 同府津町歳入歳出決算
議案94 同府津町歳入歳出決算
議案95 同府津町歳入歳出決算
議案96 同府津町歳入歳出決算
議案97 同府津町歳入歳出決算
議案98 同府津町歳入歳出決算
議案99 同府津町歳入歳出決算
議案100 同府津町歳入歳出決算

入歳出決算
議案12 同府津町歳入歳出決算
議案13 同府津町歳入歳出決算
議案14 同府津町歳入歳出決算
議案15 同府津町歳入歳出決算
議案16 同府津町歳入歳出決算
議案17 同府津町歳入歳出決算
議案18 同府津町歳入歳出決算
議案19 同府津町歳入歳出決算
議案20 同府津町歳入歳出決算
議案21 同府津町歳入歳出決算
議案22 同府津町歳入歳出決算
議案23 同府津町歳入歳出決算
議案24 同府津町歳入歳出決算
議案25 同府津町歳入歳出決算
議案26 同府津町歳入歳出決算
議案27 同府津町歳入歳出決算
議案28 同府津町歳入歳出決算
議案29 同府津町歳入歳出決算
議案30 同府津町歳入歳出決算
議案31 同府津町歳入歳出決算
議案32 同府津町歳入歳出決算
議案33 同府津町歳入歳出決算
議案34 同府津町歳入歳出決算
議案35 同府津町歳入歳出決算
議案36 同府津町歳入歳出決算
議案37 同府津町歳入歳出決算
議案38 同府津町歳入歳出決算
議案39 同府津町歳入歳出決算
議案40 同府津町歳入歳出決算
議案41 同府津町歳入歳出決算
議案42 同府津町歳入歳出決算
議案43 同府津町歳入歳出決算
議案44 同府津町歳入歳出決算
議案45 同府津町歳入歳出決算
議案46 同府津町歳入歳出決算
議案47 同府津町歳入歳出決算
議案48 同府津町歳入歳出決算
議案49 同府津町歳入歳出決算
議案50 同府津町歳入歳出決算
議案51 同府津町歳入歳出決算
議案52 同府津町歳入歳出決算
議案53 同府津町歳入歳出決算
議案54 同府津町歳入歳出決算
議案55 同府津町歳入歳出決算
議案56 同府津町歳入歳出決算
議案57 同府津町歳入歳出決算
議案58 同府津町歳入歳出決算
議案59 同府津町歳入歳出決算
議案60 同府津町歳入歳出決算
議案61 同府津町歳入歳出決算
議案62 同府津町歳入歳出決算
議案63 同府津町歳入歳出決算
議案64 同府津町歳入歳出決算
議案65 同府津町歳入歳出決算
議案66 同府津町歳入歳出決算
議案67 同府津町歳入歳出決算
議案68 同府津町歳入歳出決算
議案69 同府津町歳入歳出決算
議案70 同府津町歳入歳出決算
議案71 同府津町歳入歳出決算
議案72 同府津町歳入歳出決算
議案73 同府津町歳入歳出決算
議案74 同府津町歳入歳出決算
議案75 同府津町歳入歳出決算
議案76 同府津町歳入歳出決算
議案77 同府津町歳入歳出決算
議案78 同府津町歳入歳出決算
議案79 同府津町歳入歳出決算
議案80 同府津町歳入歳出決算
議案81 同府津町歳入歳出決算
議案82 同府津町歳入歳出決算
議案83 同府津町歳入歳出決算
議案84 同府津町歳入歳出決算
議案85 同府津町歳入歳出決算
議案86 同府津町歳入歳出決算
議案87 同府津町歳入歳出決算
議案88 同府津町歳入歳出決算
議案89 同府津町歳入歳出決算
議案90 同府津町歳入歳出決算
議案91 同府津町歳入歳出決算
議案92 同府津町歳入歳出決算
議案93 同府津町歳入歳出決算
議案94 同府津町歳入歳出決算
議案95 同府津町歳入歳出決算
議案96 同府津町歳入歳出決算
議案97 同府津町歳入歳出決算
議案98 同府津町歳入歳出決算
議案99 同府津町歳入歳出決算
議案100 同府津町歳入歳出決算

入歳出決算
議案12 同府津町歳入歳出決算
議案13 同府津町歳入歳出決算
議案14 同府津町歳入歳出決算
議案15 同府津町歳入歳出決算
議案16 同府津町歳入歳出決算
議案17 同府津町歳入歳出決算
議案18 同府津町歳入歳出決算
議案19 同府津町歳入歳出決算
議案20 同府津町歳入歳出決算
議案21 同府津町歳入歳出決算
議案22 同府津町歳入歳出決算
議案23 同府津町歳入歳出決算
議案24 同府津町歳入歳出決算
議案25 同府津町歳入歳出決算
議案26 同府津町歳入歳出決算
議案27 同府津町歳入歳出決算
議案28 同府津町歳入歳出決算
議案29 同府津町歳入歳出決算
議案30 同府津町歳入歳出決算
議案31 同府津町歳入歳出決算
議案32 同府津町歳入歳出決算
議案33 同府津町歳入歳出決算
議案34 同府津町歳入歳出決算
議案35 同府津町歳入歳出決算
議案36 同府津町歳入歳出決算
議案37 同府津町歳入歳出決算
議案38 同府津町歳入歳出決算
議案39 同府津町歳入歳出決算
議案40 同府津町歳入歳出決算
議案41 同府津町歳入歳出決算
議案42 同府津町歳入歳出決算
議案43 同府津町歳入歳出決算
議案44 同府津町歳入歳出決算
議案45 同府津町歳入歳出決算
議案46 同府津町歳入歳出決算
議案47 同府津町歳入歳出決算
議案48 同府津町歳入歳出決算
議案49 同府津町歳入歳出決算
議案50 同府津町歳入歳出決算
議案51 同府津町歳入歳出決算
議案52 同府津町歳入歳出決算
議案53 同府津町歳入歳出決算
議案54 同府津町歳入歳出決算
議案55 同府津町歳入歳出決算
議案56 同府津町歳入歳出決算
議案57 同府津町歳入歳出決算
議案58 同府津町歳入歳出決算
議案59 同府津町歳入歳出決算
議案60 同府津町歳入歳出決算
議案61 同府津町歳入歳出決算
議案62 同府津町歳入歳出決算
議案63 同府津町歳入歳出決算
議案64 同府津町歳入歳出決算
議案65 同府津町歳入歳出決算
議案66 同府津町歳入歳出決算
議案67 同府津町歳入歳出決算
議案68 同府津町歳入歳出決算
議案69 同府津町歳入歳出決算
議案70 同府津町歳入歳出決算
議案71 同府津町歳入歳出決算
議案72 同府津町歳入歳出決算
議案73 同府津町歳入歳出決算
議案74 同府津町歳入歳出決算
議案75 同府津町歳入歳出決算
議案76 同府津町歳入歳出決算
議案77 同府津町歳入歳出決算
議案78 同府津町歳入歳出決算
議案79 同府津町歳入歳出決算
議案80 同府津町歳入歳出決算
議案81 同府津町歳入歳出決算
議案82 同府津町歳入歳出決算
議案83 同府津町歳入歳出決算
議案84 同府津町歳入歳出決算
議案85 同府津町歳入歳出決算
議案86 同府津町歳入歳出決算
議案87 同府津町歳入歳出決算
議案88 同府津町歳入歳出決算
議案89 同府津町歳入歳出決算
議案90 同府津町歳入歳出決算
議案91 同府津町歳入歳出決算
議案92 同府津町歳入歳出決算
議案93 同府津町歳入歳出決算
議案94 同府津町歳入歳出決算
議案95 同府津町歳入歳出決算
議案96 同府津町歳入歳出決算
議案97 同府津町歳入歳出決算
議案98 同府津町歳入歳出決算
議案99 同府津町歳入歳出決算
議案100 同府津町歳入歳出決算

鈴木市長予算市会で説明



さきに隣接六カ町村との合併を行つて人口十一万三千西洲における名実ともに政治、産業、文化の中心都市となつた本市が、三十年度においてその才一步を踏出し、従来より懸案となつてゐた幾多の問題並びに合併の際打ち樹てた五カ年計画の推進に努め、これにより著しき発展を遂げつつある

ことは、市議會各位の積極的な御努力によるものと深く感謝すると共に、全市民の御理解と御協力に對しまして心から感激いたしているものであります。

しかも本市は茲に更に一段の飛躍を遂げ、かねて小田原市との合併を熱望していた曾我村の中、上曾浅下大井、鬼柳及び曾我大沢四部落との合併実現を見るに至り今やその諸手續をほぼ完了し、来る四月一日をもつて新たな発足をなすこととなつたのであります。即ちここに新たに四部落の人口二千二百九十二人、戸数三百五十一戸、面積四・八三平方料を加え、遂に全市民口十一万六千百十一人、市域一〇三・五一平方料を擁して、神奈川県下は勿論全国における中堅都市としてその地位の重きを一段と加えるに至りましたことはまことに御同慶に堪えませぬ

市町村合併の意義は、各地域間の相互の関連を緊密にし、同時にまた、その特色をそれぞれに發揮し、もつて生産と消費の調和を図りつつ、そこに住民相互の福祉増進を期せんとするものであつて私は地方自治の確立はこの基盤の上に立つことが絶々の要件と考えるもの

であり、この理想のもとに各地域の住民の方々の理解と共鳴を得て今日に至つたのであります。

今日の地方自治体の現状に即せざるものが多いと言わざるを得ないのであります。

即ち本市の一般会計についてこれを見るならば、今回の当初予算においてもすでに五億四千万円、三十年度

しかしなが、極めて難関の多い現在の地方自治制度のもとにおいてはその前途は決して安易なものではない、今後においても共に不断の努力をもつて困難の打開と新しき途の開拓に当るべきものと考へるのであります。 現行の地方自治制度に対しては、吾々がその矛盾と欠陥とを指摘しその改革の必要を全国市長会、全国市議会議長会、その他各種の機関を通じて、直接、間接に強調し続けていることはすでに久しいのであります、この声は全国市町村の強き叫びとなり、広く一般の輿論を喚起するに至つたのであります。その結果、政府もこれを緊急の問題として取りあげざるを得ず、先の臨時国会においては地方財政再建促進特別措置法の成立その他応急の措置が講ぜられることとなり、更に目下開会中の通常国会においては地方自治法、地方税法その他の地方行政制度に関する諸法案が審議せられんとしつつあるのであります、吾々はこのことのあまりに遅きを遺憾とすると共に、更に言うならば、なほ今日審議せられんとしている法案の内容容たるや、決して地方の要望を充たすに足るものでないことを強く指摘せざるを得ないのであります。例えば中央と地方の税の配分において、また財政調整のための交付税の率とその算定基準の問題等、今同幾分の改革が行われんとしてはいゝるもの、未だそれが抜本的なものとは言ひ難くなお	翻つて、本市の現状を見る時、益々躍進の途上にある各種の施策ならびに建設事業があらわゆる地域、建設分野にわたつて推進せられ、それに加えての町村の大合併は一段とその規模を拡大し、今や産業、教育、文化、建設の諸事業が日に日に整備拡充されつつあり、いづれも着々その実を挙げているのであります。これによつて将来の発展の基盤が樹立され、過去においてややともすると、一般から批判され勝であつた所謂城下町の消極的風氣が一掃され、そこに積極的な清新の氣が、旺盛し來たつたことはひとしく首肯せらるることを信ずるのであります。	の最終予算の総額は、恐らく七億四千万円を超えるのであり、あうと史料するのでありますが、現行の地方交付税法の定めるところによれば本市の基準財政需要額は一億八千万円と算定せられており、言い換へれば政府の見方ならびにその算定基準のあらゆる面においての基礎が、この一億八千万円に置かれていゝと云うことであります。また基準財政収入口額は税収入額の十分の七をもつて算定の基準とされているので、これまた政府の基準に従へば、その額約二億四千万円強が基準財政収入口額と見なされることとなるのであります。従つて一億八千万円の基準財政需要額を幾分上廻るということのため	に合併旧町村分を除いた、旧小田原市が交付税の不交付団体として、認定されるという結果になつてゐるのであり、結果として、これらは全く実状に即せざる大きな矛盾と言わざるを得ないのであります。即ち、現在の七億を超える予算総額において、向上の意欲に燃えたる市民各位の要望を充分満たし得ぬ現状であるにも拘らず、僅かに一億八千万円の基準財政需要額に、ある程度の国庫補助金、起債その他税外収入、即ち本市においては競輪事業の収入等を加えたとしても、その総額は推して知るべきであつて、この範圍ですべてを賄ふことが財政の適正規模であると断定されているもの、事自体に非常な無理があると考えてゐるのであります、これをもちつては、市民各位の要望に應へることとは勿論、市の将来の発展を期しての積極的施策ならびに事業等の遂行は明かに
--	---	--	---

しかしながら、吾々は如何様な理由があるといたしましても、現行の制度が行われている限り、この基準の制約を受けることはいなみ難い事実であつて、これが財政運営の

面に大きな憎みとなって
いるのでありますが、か
くの如き事情のもとにお
いては、吾々が努めて消
費的経費を節約し、これ
を有効に運用するとして
もなおそこに赤字の生ず
るのを防止することは極
めて困難なことと言うべ
き状態に置かれてきたの
であります。

今本市の赤字内容を検討してみらに、これは全く消費的な面によつて生じたものではないのであります。試みに、県地方課の発表による最近年度である昭和二十八年度の資料により、県下同程度の鎌倉、藤沢及び本市の三都市を比較してみらば、一般会計歳出決算額に対する各経費の比較割合は次の通りであります。即ち、人件費においては鎌倉三五、藤沢三五、小田原二七、消費的経費においては鎌倉六三、藤沢七一、小田原六一であるのに対し、投資的経費は鎌倉一四、藤沢一八、小田原三三という割合になつてゐるのであります。これによつてみても、本市が消費的経費においては他都市に下廻り、投資的経費においてはるかに上廻つてゐることは明瞭であります。

更にこれを具体的に言うならば、赤字の直接原因と見らるべきものは国県等の補助事業に伴う市の支出金、教育施設の拡充、公営住宅建設に関する諸経費、あるいは将来の各種施設に備えての土地購入費等に加えて、合併による旧町村分の引継国体開催による施設費の負担分等であつて市の単独事業によるものは極めて僅少で、従つてこれらはいずれも市の大きな資産となり、あるいは将来の備えとして最も重要な

もののみと言ひ得るのであります。しかも市の今日の降昌に直接間接に寄与しているものが極めて多く、これによつて本市の税源が着々培養せられつつあることは見逃せない事実であります。

税の伸張
と、その年々の税の伸張率に
おいても、他の同程度の都
市と比較し、常に劣つてお
りましたことは、自治庁の
調査等においても明かにせ
られていたことであります
が、前述のごとき幾多建設
事業の推進の結果は過去の
難点を漸く脱却し来り、従
来極めて鈍かった税の伸張

の度合も、近年次第に上昇の傾向を見せてきたのである。つまり、例えば、三十一年度当初において一億三億二千万円を見込むことができ、三十二年度当初予算二億八千三百万円に対し、千七百七十四万円の伸張を示すに至つたことによつても知られるところで、更に今日は直ち収入とはなつておらぬものの、工場増設によつて目下減免期間中にある所謂潜在的な税源をこれに併せて充てるならば、相当の伸張率を示すものと言ふことができるであらう。

これらの点を勘案して参るならば、現在長期起債の年々の償還額ならびにこれに要する金利等が相当地の額に及んでいるとは言へ、これらは税の伸張率と相償ふことも可能となりつつあると思われなす。従つて、この事を充分考慮において、この際徒らに萎縮することなく今後更に計画的に適切な建設事業を遂行していくならば、この傾向は益々増大し得ると信ずるのであります。現在三十年分は今日の見込をもつてすれば相当の事業を行いながらも且つ赤字の累積を儘少に止め得ていると考えられるのであります。その決算見込については未だ明確には申上げられませんが少くとも単年度赤字は前年度或は前々年度のそれに比すれば極く少額に止め得ていることだけは申上げることがで

方針

方針

工の情勢と考え方のもの
二十一年度の予算編成
大綱を申述べます。

◇
歳入について申上げ
前述の通り政府にお
地方団体の自主財源
をを図るため今通常国
法改正その他
を提出しております
何れもその税収を見
ませんので税収入は
年中に一部改正され
税法の範囲におい
たのであります。即
によれば市民税につ
各種基礎控除額の引
より減収が見込まれ
一方課税率が若干
られておりますので
の増収を勘案して
た結果前年度予算に
五百万円の増額とな
り、固定資産税につ

また建物等の増加趨勢に
みこまれた約九百万円の
額を見、その他の市税に
対しても夫々その実績と傾
を檢討の上相当期の増額
計上し市税総額を約三億
万円と予見しその調定範
の度を見込んだのであり
す。又地方交付税は前年
収入済額と国算案を
案し約千五百万円を計上
したのであります。

次に競輪事業については
承知の通り各種の消極的
料がありますが反面これ
に対する代替措置も講ぜ
られ、或いは対策を考案中
あり、又最近における全
売上上昇の傾向も考慮
入れ年間の売上げを六億
千万円と見、その収益よ
一般会計へ六千五百万円
繰入れることとしたた
であります。更に国庫、
支出金、起債その他の歳
は現在一応確實に見込得
ものを見込み歳入総額を
億四千七十二万円余と致
した次第であります。

◇これに対し各部課の歳出
算要求総額は八億二千四
百万円に達したのであり
すがこれを充たすのでは到
不可成でありますので新
経費の増嵩を出来る限
抑制すると共に既定経費
についても全面的な再検討
加え漫然と既定支出を踏
することなくその実質、
果を充分考究し、諸経費
を壓縮に努め歳入とにらみ
せ取次の均衡を図つたの
であります。

今回の歳出予算編成に当
りまず一に考慮しなければ
ならなかつたことは、地
の財政再建促進特別措置法
公布施行を見ていること
であります。同法による再
のあります。団体の指定を
受けるか否かを否
について前述した通り今
後充分検討しなされるべく
急にその方針を決定致し
たいと思ひますが、その指
を受けるのと否とに拘らず
法は赤字団体である限り
すべての団体に適用する
上の制約を規定しており
寄附金、補助金等の支出
潤措置に充てられること
予算要求額が本年度四千
五十万円の多額に達した
市の場合には最も苦心を
たところであります。もと

行政並びに施策の大要

上の方針に従つて本年度行政並びに施策の要を述べます。

教 育

ザ文教の面においては、育委員会の断えざる努力の多大の敬意を表するものがありますが、更に社会教その他各種委員会の活動に対しても感謝する次第であります。幸いにしてこれら関係者の協力により、学教育、社会教育、社会体育の一体不可分の態制がえられ、特に前年度においては新設された尊徳記念館陸上競技場、庭球場の活にも軌道にのり、合併五カ建設計画の才一年次の学に即した教育行政は次才成果を収めつつありと考えますが、本年度において一層の努力を傾け、本市育水準の向上を図る方針ります。

建設計画に基く才二年々学校建築は数校に及んがりますが、政府の補助助を要するものについては極力その獲得に努め、が決定をまつて予算措置講じたいと考えます。

一、町田、芦子及び下安各小学校の校地問題に関しては、それぞれの実状に即して予算措置を講じ、今逐次解決を計る所存であります。

なお児童の保健衛生上重要な給食調理場は、昨年度府津、酒匂両小学校に築いたしましたが、本年はこれに続いて、千代、浦及び大窪各小学校の新築を実施することとしたがこれら各地区の方々の理と協力を得て、懸案の解に当りたいと存じます。

学校教育に關しましては、教育内容の向上、施設整備、特殊教育放送教の振興、給食内容の充教育諸団体の育成等幾の問題がありますが、

例をの差の位も 基まり地合つす重ま用極年の慮をに でおの、をれかを中し応後り要新度片或し肝大のは育実多

